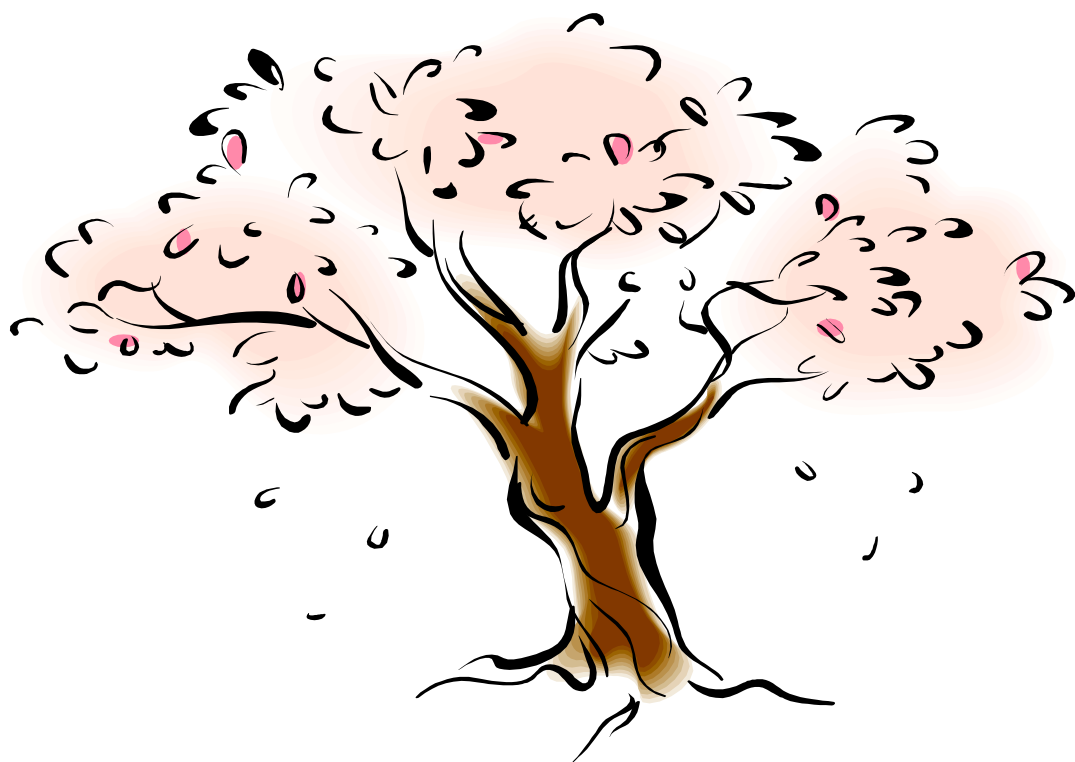


聖地公園のご案内

(栃 木 市 都 賀 聖 地 公 園 墓 地)



栃木市 生活環境部

環境課 環境保全係

TEL0282 (21) 2422、2423

栃木市都賀聖地公園墓地は、平成２年に開園し、新規拡張墓域が平成２６年をもち整備が完了され、現在総区画面数７９３区画整備がされました。



墓域の種類

《規格墓域》

- ・第１、２、３、４種墓域においては、カロート（納骨棺）がすでに設置されており、そのカロートの上に規格サイズ（別添墓園条例施行規則参照）の墓碑のみ設置いただく墓域となっております。（塔婆置も設置可）

※囲障、形象類、樹木の設置はできません（第１、２種墓域を除く）。

使用者の資格

- ・本市に引き続き１年以上住所を有する者（市の住民基本台帳に記載されている者）で、市内に墓所を有しない者
- ・本市に土地、家屋又は３親等以内の親族を有する者で、市内に墓所を有しない者（市外の方を含みます）

永代使用料

- ・永代使用料は下記のとおりとなり、納入につきましては一括でお納めいただきます。

墓所の種別	区画数	1区画の面積	永代使用料	墓域の種類
第1種	441区画	6.0㎡	250,000円	規格
第2種	22区画	10.0㎡	380,000円	規格
第3種	145区画	6.0㎡	450,000円	規格
第4種	185区画	6.0㎡	450,000円	規格

※ 市外の方は5割増となります。

管理手数料

- ・ 1区画あたり 3,300円／年（550円／㎡×6㎡）

※ただし、第2種については5,500円／年（550円／㎡×10㎡）になります。

墓石の設置について

- ・ 墓石を設置する工事を行う際は工事着手届の届出が必要です。（届出書は環境課窓口にあります。）

墓所の目的外の使用若しくは譲渡等の禁止

- ・ 墓所を目的外に使用、若しくは使用権を譲渡、転売はできません。この規定に違反した場合は、墓所の使用権は取消されます。

永代使用料の還付について

- ・ お納めいただいた永代使用料は、お返しできません。ただし、使用の許可を受けた日から9年以内に墓所を返還し、かつ未使用の墓所に限り、下表の割合に従い還付いたします。

使用許可後の期間	還付割合
1年以内	90%
1年を超え3年以内	70%
3年を超え5年以内	50%
5年を超え7年以内	30%
7年を超え9年以内	10%